

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図るとともに、経営の透明性の観点から経営チェック機能の充実を重要課題としております。このような視点に立ち、タイムリーディスクロージャーを重視し、情報提供の即時性及び公平性を図るとともに、機能的なIR活動を行い投資家の信頼を高めることに努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
和田 正行	612,050	8.38
永大化工共栄会	552,000	7.56
加貫 るり子	205,000	2.81
南條 裕	190,000	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	184,000	2.52
星和電機株式会社	162,000	2.22
和田 和子	161,000	2.21
日本生命保険相互会社	140,000	1.92
永大化工従業員持株会	139,000	1.90
近藤 泰章	132,000	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藪本 憲靖	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藪本 憲靖	○	——	企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

期末決算時等に、会計監査状況や監査役監査状況について会合を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本渡 諒一	弁護士										○			
北畠 昭二	税理士										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本渡 諒一	○	当社は本渡諒一氏と顧問弁護士契約を結んでおりますが、その報酬は多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、金額的重要性はございません。	長年にわたる弁護士活動を通じて培われた知識・経験に基づき、客観的・中立的な立場から、一般株主とは利益相反が生じる恐れがなく、当社の監査役としての責務を果たしていただけると判断したためであります。
北畠 昭二	○	当社は過去に北畠昭二氏と顧問税理士契約を結んでおりましたが、その報酬は多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、金額的重要性はございません。	大阪国税局出身であり、税理士の資格と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また一般株主とは利益相反が生じる恐れがなく、当社の監査役としての責務を果たしていただけると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状は、取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1. 取締役(社外取締役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 7名
 - b. 報酬等の総額 86,145千円(内、基本報酬60,690千円、賞与16,000千円、退職慰労金9,455千円)
2. 監査役(社外監査役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 1名
 - b. 報酬等の総額 8,161千円(内、基本報酬7,519千円、退職慰労金642千円)
3. 社外役員
 - a. 対象となる役員の員数 4名
 - b. 報酬等の総額 8,185千円(内、基本報酬7,790千円、退職慰労金395千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社の業績や取締役個人の成果等を加味し、取締役報酬は取締役会で、監査役報酬は監査役会の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への情報伝達は、電話・メール等により、担当部署にて実施し、取締役会の議案・資料については、事前に配布し、検討期間を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行の迅速化と経営管理体制の強化を図り、経営をより強固なものにするため、月1回の取締役会終了後に経営会議を開催し、業務及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議しております。
2. 監査役監査は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に基づき実施しております。内部監査は、業務全般に渡る監査を実施しております。会計監査は、新日本有限責任監査法人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定及び業務執行に関して、透明性・公平性・スピードを重視することで、コーポレート・ガバナンスの有効性を確保し、公正な経営を実現することを最優先課題としております。なお、経営執行と監視機能の分離、企業の透明性及び経営健全性の強化を図るため、監査役制度を採用しております。社外取締役1名(独立役員)および監査役3名のうち2名が社外監査役(独立役員)であり、独立の立場からの経営の監視機能を果たしており、より中立、公正な目で企業経営を評価できる体制が整っていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報等の適時開示資料を全て掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	奈良事業本部及び天理事業本部においては、ISO-9001:2000 認証取得工場及びエコアクション21認証取得工場であり、維持継続しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)企業行動憲章「永大化工コンプライアンス行動基準」を平成16年7月に制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを代表取締役社長が宣言している。引き続き、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2)コンプライアンス統括部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会規程に基づきコンプライアンス委員会(社外者を含む)を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

(3)コンプライアンス責任者および取締役ならびに監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。従業員等が直接情報提供を行う手段として、内部通報の処理に関する規程に基づくコンプライアンスホットラインを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。

(4)従業員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会から総務部に処分を求め、役員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する統括責任者を取締役の中から任命し、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程(以下、文書管理規程等という。)に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という。)に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程等の改廃については、監査役会の承認を得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各社は、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、全てのステークホルダーに貢献することを目指しており、目的達成に影響を及ぼす様々なリスクを適正に把握し、その未然防止及び万一の発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付け、その上で会社全体のリスクマネジメント体制を構築し、その実践を推進すると共に継続的に改善していくこととし、リスク管理規程を定め、リスクマネジメント管理責任者を取締役の中から任命し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「リスク管理委員会」を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

(1)職務権限・意思決定ルールの策定

(2)取締役を構成員とする経営会議の設置

(3)取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施

(4)経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

(2)当社取締役、事業本部長およびグループ各社の社長は、各部門の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立に向けた運用の権限と責任を有する。

(3)監査役ならびに内部監査部門は、当社およびグループ各社の監査ならびに内部監査を実施し、その結果を内部統制担当部門および当社取締役、事業本部長、グループ各社の社長等の責任者に報告する。内部統制担当部門は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(4)当社は、グループ各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、関係会社管理規定を定める。

(5)当社は、関係会社管理規定に基づき、グループ各社の重要事項について報告を受け、必要がある場合には、指導・助言を行う。

(6)グループ各社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規定に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合は、当社に報告する。

(7)当社は、当社グループ中期経営計画を定め、それに基づき、グループ各社が策定した年度計画を審査し、年度予算を決定する。また月次決算等の報告を受け、経営状況を把握し、経営課題について、適宜速やかに協議、指導・助言を行う。

6. 反社会的勢力排除を確保するための体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの認識を共有し徹底を図る。また、コンプライアンス統括部門および経理部を主体として、警察、弁護士等の外部機関と連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

7. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1)監査役は、内部監査部門の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部門の責任者等の指揮命令を受けないものとする。

(2)当社は、監査役の職務を補助すべき内部監査部門の職員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社取締役および従業員に周知徹底する。

8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社およびグループ各社の取締役および従業員は、監査役および監査役会に対して、法定の事項、業務の執行状況、内部監査状況、その他当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等、下記事項について報告することとする。また、監査役は、取締役および従業員の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。

a. 取締役会および経営会議で決議された事項

b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

c. 毎月の経営状況として重要な事項

d. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

e. 重大な法令・定款違反

f. コンプライアンスホットラインの通報状況および内容

g. その他コンプライアンス上重要な事項

(2)当社およびグループ各社の従業員は前項bおよびeに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

(3)監査役へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長および監査部門責任者は、監査役監査の環境整備等について、監査役および監査役会との十分な協議、検討の機会を設けることにより監査の実効性確保に努める。

(2)当社は、監査役および監査役会に対して、必要に応じ外部の弁護士、会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保することに努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「永大化エコンプライアンス行動基準」において、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの認識を共有し徹底を図る。また、コンプライアンス統括部門および経理部を主体として、警察、弁護士等の外部機関と連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項